

裏面⑫⑬ 記載例

例 1：所得税では総合課税で申告した上場株式の配当所得について、住民税では申告分離課税を選択する場合

	所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	配当割額控除額 (住民税源泉徴収税額)	国外配当に係る 外国所得税額
関配 する所 事得 項に	上場株式	〇〇株式会社(〇区〇町1-2)	H30.9	500,000	0	25,000	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
	所得税の確定申告をした金額(所得金額)		<input checked="" type="checkbox"/> 総合課税 500,000 円 / <input type="checkbox"/> 申告分離課税 _____ 円				
	上場株式等の配当等の課税方式と所得金額 ※所得税と異なる課税方式を選択する場合のみチェック		<input type="checkbox"/> 申告不要(A) <input type="checkbox"/> 総合課税(B) <input checked="" type="checkbox"/> 申告分離課税(C)を選択				(B)又は(C)の場合の所得金額 500,000 円

例 2：所得税では申告分離課税で申告した上場株式の譲渡所得について、住民税では申告不要を選択する場合

	所得の種類	収入金額	必要経費	株式等譲渡所得割額控除額 (住民税源泉徴収税額)	特例適用条文
得 に株 関式 す等 る譲 事渡 項所	上場株式	2,000,000	500,000	(75,000)	
		円	円	円	
		円	円	円	
	所得税の確定申告をした金額(所得金額)		申告分離課税 1,500,000 円		
	上場株式等の譲渡所得の課税方式と所得金額 ※所得税と異なる課税方式を選択する場合のみチェック		<input checked="" type="checkbox"/> 申告不要(A) <input type="checkbox"/> 申告分離課税(B) を選択		(B)の場合の所得金額 円

共通事項

(1)住民税において所得を申告する場合（総合課税または申告分離課税）

「所得の種類」から右の項目も含め、すべての項目を記入してください。特に、配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額の記載がないと、控除の適用ができませんのでご注意ください。

(2)住民税において申告不要を選択する場合

「所得税の確定申告をした金額（所得金額）」と「上場株式等の配当等(譲渡所得)の課税方式と所得金額」の項目に記入してください。「所得の種類」から右の項目については、所得の確認のため可能であれば記入してください。(その際、申告不要の場合は、配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除は適用されませんので、カッコ書きで源泉徴収税額を記入してください。)

(3)添付資料について

可能な限り、特定口座年間取引報告書や株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など、課税方式を選択する所得の内容が分かる資料を添付してください。添付は写しで構いません。